

住民税非課税世帯への臨時特別給付金
申請期限は9月30日です



対象と思われる方へ、確認書または申請書を送付していますので、支給を希望する場合は、期限までに書類を提出してください。

令和4年度分新規非課税世帯

《対象世帯》 ※下記の全てに該当する世帯

- 令和3年12月10日時点で日本に在住していた世帯
- 令和4年6月1日時点で本市の住民基本台帳に記載されている世帯
- 令和4年度分の住民税均等割が課税されていない世帯（世帯構成員全員）

《対象外》

- 住民税が課税されている方の扶養者のみで構成される世帯
- 令和3年度非課税分、または家計急変分の臨時特別給付金を既に受給した世帯

《申請期限》 9月30日(金) ※当日消印有効

令和3年度分非課税世帯

※5月2日の提出期限までに未申請の世帯へ再度申請書を送付しています。

《対象世帯》 ※下記の全てに該当する世帯

- 令和3年12月10日時点で本市の住民基本台帳に記載されている世帯
- 令和3年度分の住民税均等割が課税されていない世帯（世帯構成員全員）

《対象外》

- 住民税が課税されている方の扶養者のみで構成される世帯

《申請期限》 9月30日(金) ※当日消印有効

総務課 臨時特別給付金担当
☎47-1125 📠42-4376

マイナンバーカード申請サポート
出張・休日窓口を開設します



出張申請サポート窓口

マイナンバーカードの申請、マイナポイント取得をサポートします。希望する場合は申請用の顔写真を撮影します。

《日時》 9月19日(月・祝) 10時～15時

《場所》 ゆめタウン吉田 1階サービスカウンター前

休日窓口

マイナンバーカード交付・申請、電子証明書の発行・更

新、マイナポイント取得をサポートします。希望する場合は申請用の顔写真を撮影します。

《日時》 9月25日(日) 9時～15時

《場所》 総合窓口課 窓口係

※吉田町以外に住民票がある方で、休日窓口でカードの受け取りを希望する方は、事前に総合窓口課窓口係、または住所地の支所窓口係へ9月20日(火)までに連絡してください。

総合窓口課 窓口係
☎お太助フォン 42-5616 📠42-2130

マイナンバーカード
交付申請書が送付されています



7月下旬から9月上旬にかけて、マイナンバーカードを持っていない方へ、国と地方公共団体が共同で運営する「地方公共団体情報システム機構(J-LIS)」からマイナンバーカード交付申請書が送付されています。この申請書では、スマートフォンなどでQRコードを読み取ることで、簡単にマイナンバーカードを申請することができます。

※75歳以上の方で令和3年度以前に後期高齢者医療広域連合から申請書が送付されている方や在留期間が決まっている外国人住民、令和4年中に出生した乳児など、一部の方には交付申請書が送付されません。

マイナンバー総合フリーダイヤル
☎0120-95-0178

特定計量器定期検査を
実施します



今年度は計量法第19条に基づく特定計量器定期検査の実施年です。本市では、下記日程で検査を実施します。対象の計量器を所持している方は検査を受けてください。

《対象の計量器》 ■非自動はかり ■分銅 ■重り など

《日時・場所》

検査日	検査時間	検査会場
9月20日(火)	10時30分～12時	八千代支所
	13時30分～15時	安芸高田市商工会 向原支所
9月21日(水)	10時30分～12時	美土里支所
	13時30分～15時	高宮支所
9月22日(木)	10時30分～15時	クリスタルアージュ
9月26日(月)	10時30分～15時	甲田支所

商工観光課 商工係
☎お太助フォン 47-4024 📠42-1003

公営住宅住居者募集



《公募期間》 9月5日(月)～20日(火)

種類	市営住宅				高宮若者用マンション	若者定住促進住宅	
	五十貫部住宅		夕日ヶ丘住宅		虹のマンション	田草住宅	
住宅名	1棟 2号室	4棟 1号室	2棟 3号室	3棟 6号室	A棟 2号室	1棟 1号室	2号棟 7号棟
所在地	高宮町佐々部 1121番地1		甲田町高原 2308番地1		美土里町桑田 812番地1	高宮町佐々部 531番地6	高宮町川根 1997番地1
家賃 (月額)	11,600円 ～22,900円		15,700円 ～30,800円		18,200円 ～35,700円	28,400円	30,000円
間取り	木造2階建3DK		木造平屋建3DK		木造平屋建3DK	ワンルーム	木造2階建4LDK
条件	・所得制限(上限)				・所得制限(上限) ・親族など同居	・おおむね18歳～30歳 ・単身者	・おおむね40歳まで ・中学校卒業までの子どもと同居 ・地域の自治会活動に積極的に参加

※入居希望者多数の場合は抽選

管理課 住宅係
☎お太助フォン 47-1201 📠47-1206

国民年金のあれこれ

一部免除を受けたときは残りの保険料(一部納付額)の納付を忘れずに

一部免除を受けた保険料の残りの保険料(免除を受けていない保険料)を納付しないと、障害基礎年金や遺族基礎年金、老齢基礎年金を将来受けられない場合があります。忘れず納付してください。

《保険料の一部免除》

本人・世帯主・配偶者の前年の所得(1月から6月までに申請する場合は前々年の所得)が基準以下の場合で、本人から申請書を提出いただき、申請後に承認されると納付が免除される制度

《令和4年度の一部納付額》

4分の3免除 4,150円/月
半額免除 8,300円/月
4分の1免除 12,440円/月

詳しくは 日本年金機構ホームページ



三周年年金事務所 ☎0824-62-3107